

会 議 録

令和7年度第3回宮古島市教育委員会（定例会）		
日 時	令和7年6月30日（月） 開会：午後2時00分 閉会：午後2時41分	
場 所	宮古島市役所 3階 会議室①	
出席委員名	教育長職務代理者 前泊 直子 教育委員 中尾 忠祐 教育委員 平良 智枝子	
事務局員	（教育部）部長：久貝 順一 （生涯学習部）部長：天久 珠江 （教育総務課）教育総務課長：豊見山 徹 補佐兼係長：我如古 千佳枝 主事：譜久島 春菜	
説明員	（中央公民館）次長兼館長：福里 匡 調整官：美里 泰彦 （教育総務課）課長：豊見山 徹 主事：譜久島 春菜 （学校教育課）課長：村上 健輔 係長：伊川 晶子	
議案等	件 名	結 果
	会議録署名委員の指名について	
承認事項	会議録の承認について（令和7年度第2回定例会）	承認
承認事項	会議録の承認について（令和7年度第1回臨時会）	承認
報 告	教育長職務代理者報告	承認
議案第8号	宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について	修正可決
議案第9号	宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について	原案可決
報告第4号	臨時代理の報告について（宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について）	承認
そ の 他		

会 議 録

前泊教育長職務 代理者	これより令和7年度第3回宮古島市教育委員会（定例会）を開催します。 本日は、全員出席です。
前泊教育長職務 代理者	それでは、日程第1「会議録署名委員の指名について」です。本日の会議録署名委員に平良智枝子委員を指名します。よろしく申し上げます。
前泊教育長職務 代理者	次に、日程第2「会議録の承認」です。 令和7年度第2回宮古島市教育委員会（定例会）の会議録です。 しばらく時間をおきますので、ご確認をお願いします。
前泊教育長職務 代理者	定例会の会議録についてご意見、質疑等があればお願いいたします。 (質疑なし)
前泊教育長職務 代理者	それでは、令和7年度第2回宮古島市教育委員会（定例会）の会議録については承認としてよろしいでしょうか。 (異議なし)
前泊教育長職務 代理者	それでは、日程第2「会議録の承認について」は、承認といたします。
前泊教育長職務 代理者	次に、日程第3「会議録の承認」です。 令和7年度第1回宮古島市教育委員会（臨時会）の会議録です。 しばらく時間を置きますので、ご確認をお願いします。
前泊教育長職務 代理者	ご意見、質疑があればお願いします。 (質疑なし)
前泊教育長職務 代理者	それでは、令和7年度第1回宮古島市教育委員会（臨時会）の会議録については承認としてよろしいでしょうか。 (異議なし)

前泊教育長職務 代理者	それでは、日程第3「会議録の承認について」は承認とします。
前泊教育長職務 代理者 教育総務課 豊見山課長	次に、日程第4「教育長職務代理者報告」です。 事務局から説明をお願いします。 (資料を読み上げて説明)
前泊教育長職務 代理者	説明が終わりました。 質疑があればお願いします。
平良委員	6月23日月曜日、宮古島市全戦没者追悼式及び平和祈念式に参加をしましたが、非常に厳粛な中でも粛々と進められて、すばらしかったと思います。 終わった後に、第2部として宮古島の戦争の様子を取材したもので構成された劇が披露されたのです。チーム623の皆さんがいろんなところから集まって劇を披露してくれたのですが、即席とはいえ、すばらしかったです。会場にいた生徒たち、小学生、中学生、高校生の皆さん、参加した皆さんはすごくよかったのではないかなと思っています。大変だとは思いますが、何かの機会に島内の児童生徒の皆さんに呼びかけて観劇する機会を持ってもらえたらと思った次第です。意見です。
前泊教育長職務 代理者	では、ご意見としてちょっと受け止めてみたいと思います。ありがとうございます。 ほかに質疑はございませんか。 (質疑なし)
前泊教育長職務 代理者	少し今のものに補足しますと、議会でも結構議員の皆さんも自分の知らなかった宮古島のことを取り上げていて、とてもよかったというような感想がありました。学校教育課が児童生徒の輸送で、多分バスの管理とかいろいろやってくださったと思うのですけれども、そこへもちょっとお礼を申し上げ、お疲れさまでしたと伝えてください。 そして、今智枝子委員からもあったように、何かもう一度鑑賞の機会があるといいなと思いましたので、ぜひまたそういう話題があったら提供していただきたいなと思います。

	<p>質疑はないようですので、教育長職務代理者報告については承認とします。</p>
<p>前泊教育長職務代理者</p> <p>中央公民館 福里次長兼館長</p>	<p>次に、日程第5「議案第8号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>こんにちは。中央公民館の館長の福里です。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、「議案第8号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について」、上記の議案を別紙のとおり提案する。令和7年6月30日提出。</p> <p>提案理由、委員の任期満了に伴い、新たな委員を委嘱する必要があるので、宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第8条に基づき、本案を提出します。別紙をご覧ください。</p> <p>一人一人読み上げますか。大丈夫ですか。</p> <p>(「読み上げてください」の声あり)</p>
<p>中央公民館 福里次長兼館長</p>	<p>まず、1番、與那城美和さん、2番、本永安子さん、3番、仲間勝行さん、4番、下地義信さん、5番、大嶺弘明さん、6番、国仲克紀さん、7番、池村初美さん、8番、下地真喜子さん、以上8名です。</p>
<p>前泊教育長職務代理者</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑があればお願いします。</p>
<p>前泊教育長職務代理者</p>	<p>私からよろしいですか。6番と8番は、学校を退職なさった先生方だと思うのですが、学識経験者になりますか。学識経験者というのはちょっと重たいので、条例にあるように学校教育関係はどうでしょうか。</p> <p>もう一つ、1番の與那城さんの備考欄の元小学校PTA委員というのがちょっと気になっています。</p>
<p>中央公民館 福里次長兼館長</p>	<p>ご指摘のとおり、条例の8条に「学校教育及び社会教育の関係者」という記載がありますので、「学校教育関係者」というふうに訂正したいと思います。</p>
<p>前泊教育長職務代理者</p>	<p>そのほうがいいと思います。</p>

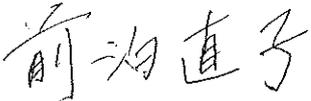
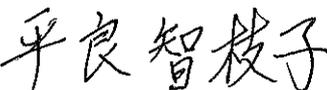
<p>中央公民館 福里次長兼館長</p>	<p>それと、1番の與那城さんですけれども、PTA委員というのはPTAの役員のことです。すみません。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>それでは、役員に訂正をお願いします。 ほかに質疑はございませんか。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>1つだけ、これで何のあれはないのですが、一応10名以内という中で、いわゆる幅広く意見を聴取するという意味合いでは数が多いほうがいいのかという気はするのですが、8名である理由がもしあれば教えていただければと思います。</p>
<p>中央公民館 福里次長兼館長</p>	<p>特に理由はないです。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>そうであれば、僕は、あと2人いたほうが良いと思います。例えば7番の自主サークルの方というのは、使われる側の視点なのかなと思います。もしかしたら違う意味合いで入っているかもしれませんが、やはり教室の代表ということは、利用者側の視点を持った方もあと2人いたほうが、いろんな角度から意見が聴取できるのかなと思います。もちろんやってもらうためには、本人の確認とか非常にハードルは高いと思うので、なかなか民間のほうからというのは厳しいのかもしれませんが、次回なり変更等があるときは、ぜひそういったところも考慮していただきたいなという意見です。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>もう一つ聞いてもいいですか。今日の提案の委員の委嘱とは少し外れるのですが、運営審議会では、どういったことを審議しますか。議会で公民館の人員についての一般質問があったので、内容について少し教えてもらえると。</p>
<p>中央公民館 福里次長兼館長</p>	<p>公民館の運営に係るものを委員の皆さんに提案をして、それで確認をして公民館の運営に生かしていこうと思っております。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>ほかにありませんか。 (質疑なし)</p>

<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>それでは、「議案第8号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について」は委員のメンバーには変更はありませんが、構成と備考欄を修正して可決としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>それでは、「議案第8号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について」は先ほど申し上げた点を修正して可決といたします。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>教育総務課 譜久島主事</p> <p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>中尾委員</p>	<p>次に、日程第6、「議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>よろしく願いいたします。教育総務課の譜久島です。説明に入る前に資料の契約書の部分で文字が切れていて見にくい部分がありましたので、新たにコピーをしたものに差し替えたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、説明していききたいと思います。「議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について」、上記の議案を別紙のように提案する。</p> <p>提案理由、「宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則」様式第3号(第7条関係)の元号(平成)の削除及び裏面の報告書の提出に関する記載について、提出期限を契約書の第4条と合わせるため、「7日以内」を「10日までに」に変更する必要があるため、本案を提出いたします。</p> <p>資料の3ページと4ページが新しく一部改正した後の様式となっております。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料を確認いただき、質疑があればお願いします。</p> <p>細かいことになってしまうかもしれないのですが、このバスを運行する会社さんの契約は宮古島市ですね。毎月の報告は、教育委員会に報告なのか、学校長なのか、市なのかというのも、これは教育委員会殿になっているのですが、こちらは委託契約書の中には学校長に報告したり、契約相手</p>

	<p>が市長だったり、教育委員会だったりとはばらばらで、これはあくまで今回はその中の教育委員会の部分だけを上げてきているのか、それとも教育委員会だけに上げればいいものなのか。そうなったときに、学校長は学校長で、例えば第3条なんかは毎月学校長に提出するとなっているのですが、これは別でやられているのか、この契約書以外というか、今回教育委員会の範疇内でちゃんとやっているのかという確認です。</p>
<p>教育総務課 譜久島主事</p>	<p>そうです。今中尾委員がおっしゃったとおりに、第3条関係の報告書に関しては、この規則に載っているものとは別で様式がありまして、それを学校長に押印等をもって、教育委員会のほうに報告という形で上がってきております。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>これに整合性があればいいということ、あくまでも契約は市ですけれども、管理面は教育委員会でやるというところで教育委員会に上げてくださいということですね。分かりました。</p> <p>本当に細かい話なのですが、あくまで全体的な意見として聞いてください。今回の様式は宮古島市教育委員会殿となっていますけれども、他は教育長宛てとかあって、この辺の違いってあるのかなと思ったことがあって、これ宮古島市教育委員会という団体宛ではないですか。結構もろもろの申請って教育長宛てですよ。この辺の違いって何なのかなというのが1点と、一度これ質問したことがあるのですが、殿と「様」の違いって何だろうと思っていて、一応いろいろ話をして質問したら、一般的に「様」を使いますと言われて全部「様」に直ってきていますという話だったので、この辺はぜひ統一というか、せっかくだったら、そういう体裁面も、変える際には整えてもいいのかなと思いますのでよろしくお願いします。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>少し休憩してよろしいですか。</p> <p>それでは、再開します。</p> <p>議案として提案されているのは、提出期限を契約書と合わせるということです。この点について、異議はありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>

<p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>報告書関係のこういうところはどうですかという意見がありました。きちんとしたものにそろえることが大切ですので、事務局で確認をしていただいて、教えていただくとありがたいなと思います。</p> <p>それでは、「議案第9号 宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則の一部改正について」、提案された事項については原案のとおり可決といたします。</p> <p>休憩します。</p> <p>再開します。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>学校教育課 伊川係長</p> <p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>次に、日程第7「報告第4号 臨時代理の報告について（宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について）」を議題とします。</p> <p>それでは、説明をお願いします。</p> <p>学校教育課指導係、伊川と申します。よろしくお願ひいたします。「報告第4号 臨時代理の報告について（宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について）」。</p> <p>上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により、宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により、臨時に代理することとしたので、これを報告し承認を求めます。</p> <p>次に、一部改正の理由についてですが、令和7年度より補助項目に「宿泊費」が加わり、ホテルパックの取扱いについての一部改正、また本文改正により様式第1号（第6条関係）に追記事項が生じ、要綱を一部改正をする必要があるためです。</p> <p style="text-align: center;">（ 資料に基づき説明 ）</p> <p>宿泊費の別表の資料が、今日、追加で出されていますので、確認してください。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>お手元の資料をご確認いただき、質疑があればお願いします。</p>

<p>中尾委員</p>	<p>2点よろしいですか。</p> <p>1点は、これを改正するそもそもの理由というのがちょっとよくわからなくて、前と何がどう変わったのか、どういう不具合があったから、今こういうふうになんて直しますよというところを教えてくださいなと思います。</p>
<p>学校教育課 伊川係長</p>	<p>旧の要綱だと、ホテルパックのうち、航空運賃分の計算しかできないようになっていました。しかし、ホテルパック自体は宿泊費と航空運賃の切り分けができていないため、両方を算定するための基本となる額を定める必要がありますので、当初は航空運賃分しかなかったところを宿泊費の基本額になるところを定めるために今回の改正という形になっております。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>分かりました。宿泊費は基本的には2等級の金額と決まっているわけだから、出そうと思えば出せたのだけれども、これを条文としてしっかりと明確にしたということよろしいですか。</p>
<p>学校教育課 伊川係長</p>	<p>そうです。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>分かりました。</p> <p>あともう一点、これは事務局側なのですけれども、前のもいろいろ見たのですが、すみません、ちょっと勉強のために教えてくださいなのですけれども、臨時に代理することと専決とはどう違いますか。</p>
<p>教育総務課 我如古補佐</p>	<p>教育委員会は臨時代理です。</p>
<p>中尾委員 教育総務課 我如古補佐</p>	<p>基本的には臨時代理という表現ですか。</p> <p>はい。</p>
<p>中尾委員</p>	<p>分かりました。ありがとうございます。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>ほかに質疑はございせんか。</p> <p>(「休憩いいですか」 の声あり)</p>

<p>前泊教育長職務 代理者</p> <p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>休憩します。</p> <p>再開します。</p> <p>それでは、「報告第4号 臨時代理の報告について（宮古島市児童生徒選手派遣補助金交付要綱の一部改正について）」は、改正部分については承認といたします。</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>次に、日程第8「その他」ですが、この会議終了後に情報交換会を持ちたいと思っています。会議の中で確認したいことがあれば今出させていただき、情報交換会の中での確認でよろしければ、情報交換会の中でのお願いしたいと思います。</p> <p>「その他」で何かありますか。</p> <p style="text-align: center;">（ 特になし ）</p>
<p>前泊教育長職務 代理者</p>	<p>それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これで令和7年度第3回宮古島市教育委員会定例会を閉会いたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>
	<p style="text-align: right;">教育長職務代理者 </p> <p style="text-align: right;">会議録署名委員 </p>